

## 広島市西部流通業務地区における流市法第 5 条許可基準

### (対象となる行為)

流通業務市街地の整備に関する法律（以下「流市法」という。）第 5 条第 1 項のただし書き許可を行うにあたり、その対象とする建設等の行為は、広島市西部流通業務地区（以下「地区」という。）内における施設の建設、改築又は用途の変更であって、以下に掲げるものとする。

### (許可の基準)

- 第 1** 流通業務地区の機能を害するおそれがない施設であって、次に掲げるいずれかの要件を満たすものを許可対象の施設とする。
- 1 地区内従業者等への福利厚生の実施又はサービスの提供を目的として設ける施設で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第 5 号から第 7 号までの施設については、地区内の中小企業等協同組合法に規定する組合（以下「組合」という。）が設置又は運営する場合に限る。
    - (1) 日用品の販売を主たる目的とする小売店舗又は食堂若しくは喫茶店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡以内のもの。ただし、組合が設置又は運営する場合にあつては、床面積の要件は適用しない。
    - (2) 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡以内のもの
    - (3) 診療所
    - (4) 保育所・託児所
    - (5) スポーツ・レクリエーション施設
    - (6) 文化的施設
    - (7) 宿泊施設
  - 2 流通業務機能を支援する目的で設ける施設で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
    - (1) 会議研修施設又は情報施設
    - (2) 地区内の組合若しくはこれに準ずるとみなされる団体又は地区内の卸売業等を営む事業者が設置及び運営する小売店舗であつて、当該店舗からの発生交通による影響が周辺道路交通の円滑化及び交通処理計画上支障ないと認められ、かつ、地区内で卸売業等を営む事業者が取り扱う物品又はこれらと類似関連する物品を販売するもの
  - 3 流通業務施設と機能上密接な関連を有し、許可を受けようとする施設の立地により相互便益が生まれ、流通機能の向上につながると認められる施設で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第 1 号から第 3 号により設置する付帯施設の床面積の合計は、流通業務施設及び付帯施設の床面積の合計の 2 分の 1 未満とする。
    - (1) 地区内で卸売業を営む事業者が、卸売業の用に供する事務所若しくは店舗（流市法第 5 条第 1 項第 5 号）又は倉庫（流市法第 5 条第 1 項第 3 号）に付帯して設置及び運営する工場（床面積 500 ㎡以内）であつて、当該事業者が取り扱う物品を製造するもの。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二（ぬ）項に掲げるものを除く。
    - (2) 物資の流通の過程における簡易な加工の事業に用する工場（流市法第 5 条第 1 項

第7号に掲げるものを除く。)

(3) 流通業務施設に付帯するもの

(4) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるとみなされる公益団体若しくは地区内の組合などの公益的団体が設置するもの

4 卸売業の用に供する施設に付帯する危険物の貯蔵倉庫（流市法施行令第2条第2項の数量の限度を超えて貯蔵するもの）で、建築の構造及び周囲の土地利用の状況からみて、周辺への安全上の支障がないと認められるもの（消防局の安全上支障がない旨の意見書が添付されていること。）

5 流市法第5条第1項第11号に規定する施設に付帯する自動車駐車場又は自動車車庫で、交通処理上支障がないと認められるもの（ただし、付帯する施設の床面積の合計は、主たる施設及び付帯する施設の床面積の合計の2分の1未満とする。）

6 公益事業の用に供する施設（流市法施行規則第1条に定めるものを除く。）。ただし、公益事業とは、次のいずれかに該当する事業とする。

(1) 道路運送法等に規定する運輸事業

(2) 電気通信事業法に規定する電気通信事業

(3) 電気事業法に規定する電気事業

(4) ガス事業法に規定するガス事業

7 建築基準法第85条に規定する仮設建築物で、その建築目的等を考慮して認める期間に限って設置されるものとする。ただし、交通混雑を引き起こす等により地区の機能を害するおそれのある仮設建築物を除く。

**第2** 公益上やむを得ない施設であつて、次の各号すべてに該当するもの（流市法施行規則第1条各号に掲げるものを除く。）を許可対象の施設とする。

(1) 国又は地方公共団体に準ずるとみなされる公益団体が設置するもの

(2) 当該施設が現に不足していることにより、地区内において不便を生じているもの

(3) 交通混雑を引き起こす等地区の機能を害するおそれがないもの

（委任）

**第3** この許可基準の運用に関し必要な事項は、別に定める。

（施行日）

この許可基準の施行期日は、平成13年3月12日とする。

（施行日）

この許可基準は、平成18年11月9日から施行する。

（施行日）

この許可基準は、平成24年5月9日から施行する。

（施行日）

この許可基準は、平成24年11月30日から施行する。

（施行日）

この許可基準は、平成28年10月6日から施行する。